

綾瀬市小規模貯水槽水道検査機関の指定に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成24年綾瀬市条例第28号。以下「条例」という。）第14条第2項の規定に基づく市長の指定に関する事務の適正を図るために必要な事項を定めるものとする。

(指定基準)

第2条 条例第14条第2項の規定に基づき市長が指定する者（以下「指定検査機関」という。）の基準は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第34条の2第2項の規定に基づき国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者であって、綾瀬市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則（平成24年綾瀬市規則第31号）第13条の規定に基づく検査を適正に行うことができると認められる者とする。

(検査区域)

第3条 指定検査機関が小規模貯水槽水道の管理の検査を行う区域は、法第34条の4の規定により準用する法第20条の4第2項の規定に基づく簡易専用水道検査機関登録簿に記載された区域のうち、綾瀬市内の区域とする。

(指定の申請)

第4条 条例第14条第2項の規定に基づき市長の指定を受けようとする者は、指定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(指定の公告)

第5条 市長は、条例第14条第2項の規定に基づき指定を行ったときは、公告するものとする。

(変更の届出)

第6条 指定検査機関は、第4条の規定による申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 前項の届出をしようとする指定検査機関は、指定申請書記載事項変更届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(指定の解除)

第7条 指定検査機関は、第2条の指定基準に適合しなくなったとき又は小規模貯水槽水道の検査業務を廃止したときは、速やかに指定の解除を市長に申請しなければならない。

2 前項の申請をしようとする指定検査機関は、指定解除申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、指定検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定による申請の有無にかかわらず指定を解除することができる。

(1) 第2条の指定基準に適合しなくなったとき。

(2) 指定の申請又は変更の届出において虚偽の申請又は届出を行ったとき。

(3) 条例第14条第2項に基づく検査において、指定検査機関による不正な行為があったとき。

(指定の解除の公告)

第8条 市長は、前条の規定により指定の解除を行ったときは、公告するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成7年神奈川県条例第7号）第16条第2項の規定により神奈川県知事に対して行われた申請その他の行為で指定を受けている検査機関であって、本市が検査区域に含まれている場合は、この要綱の規定によりなされた指定を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用

することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

指定申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

郵便番号

住 所

氏 名 及び代表者の氏名 ㊟

電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

綾瀬市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第14条第2項の規定に基づく検査を行う者として指定を受けたいので、申請します。

- 1 水道法第34条の4において準用する第20条の4に基づく簡易専用水道検査機関登録簿に記載された登録番号及び登録年月日
- 2 小規模貯水槽水道の管理の検査を行う事業所の所在地
- 3 検査の開始予定年月日

第2号様式（第6条関係）

指定申請書記載事項変更届

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

郵便番号

住 所

氏 名 及び代表者の氏名 ㊟

電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

指定申請書の記載事項を次のとおり変更したので、届け出ます。

変更 事項	変 更 前	
	変 更 後	
変更年月日		
変更の理由		

第3号様式（第7条関係）

指定解除申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

郵便番号

住 所

氏 名 及び代表者の氏名 ㊟

電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

綾瀬市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第14条第2項の規定に基づく検査を行う者としての指定の解除を申請します。

1 指定年月日

2 小規模貯水槽水道の管理の検査を終了した日

3 指定を受けられなくなった理由又は業務を廃止した理由